

序 章

後発工業国における女性労働と社会政策

問題の所在と課題の設定

はじめに

福祉国家・社会政策研究の分野では近年、ジェンダーの視点を導入することにより、欧米先進国の社会政策に関する新しい知見が得られてきた。すなわち、欧米先進国における社会政策が、家族という単位や、そこで行われる生計維持者の夫と家庭責任者の妻という近代的性分業を制度化するものであったこと、そうした社会政策は、既婚女性を家庭役割への専従ないし家庭役割と両立可能な就労形態へと誘導する効果をもったことが指摘されてきた (Lewis [1992], Orloff [1996])。

家族が国民生活の基本単位とみなされて政策的介入の対象とされるこうした構図は、現代福祉国家に固有のものではない。こうした介入の雛型はすでに国民国家の形成期に成立していたことが、社会史・家族史研究によって論証されてきた。すなわち近代ヨーロッパで国民国家が形成される過程では、伝統的な共同体から家族が析出されて国家による民衆管理の拠点とされ、性やモラル、女性の母性と育児義務など、さまざまな領域と次元にわたる介入をつうじて、「国民」の形成がはかられた。そうした介入がもっとも露骨なかたちで観察されたのは、民衆が戦争遂行に従う「国民」として、兵士として、さらに労働者として肉体と精神の両面において動員された20世紀初頭の総力戦の時代であろう。また、欧米諸国に遅れて国民国家の建設にのりだし

た国でも、国民統合を急ぐ必要性から強硬な介入が行われた。その典型である明治期日本では、天皇制支配を支える装置として家族国家観のイデオロギーが導入され、国民の教化がはかられた (Donzelot [1977], Mosse [1988], 牟田 [1996])

これらの研究の成果が示唆するのは、近代以降の社会変動のなかで、家族のありように変容をもたらした要因として、産業化とともに、国家の政策的な介入が重要であったということである。欧米先進国を主な対象とするこうした研究の成果を踏まえた場合、途上国についても、家族と国家の関係性を問い、そのような問いにこたえる手がかりとして社会政策に注目することに意義を見いだすことができる。国家は社会政策を通じて、「家族」をどのように把握し、その構成員にたいしてどのような役割を要請してきたのか。本書はこのような問題意識を出発点とし、いくつかの途上国の事例について、社会政策が前提とする家族・ジェンダーモデルを明らかにするとともに、そのようなモデルを前提とする社会政策が女性の労働力化過程におよぼす影響を検討した。女性の労働参加に注目するのは、それが家族のありようを規定する重要な要因であるからである。社会政策がもつ、女性の労働力を生産労働と再生産労働に振り分けるしくみとしての側面に注目し、その内容と影響を、当該社会の政治的・経済的・社会的な文脈に位置づけて理解しようというのが、本書の狙いである。

ここで途上国の女性労働研究の動向にも簡単に触れておくと、女性が労働力化する過程は、マルクス主義フェミニズムの立場からは資本の論理によって (Elson and Pearson [1981]), またそれにたいするアンチテーゼとして人類学的な立場からは地域社会の論理によって説明され (Ong [1991] [1987], Wolf [1992]), 国家の役割については、労働法や社会保障など制度的背景に補足的に言及がなされるにとどめられてきた。女性労働研究におけるこのような「国家の不在」は、採用されたアプローチに起因するとともに、分析の対象とされる女性労働が、経済のグローバル化にともなって規制緩和や保護撤廃が進められる局面で登場した労働であったことと無関係ではない。しか

し、グローバル化の過程でも国家の役割は「後退」するのではなく再編されるとみるなら (Sassen [1996]), 経済のグローバル化にともない途上国の女性が労働力化される過程で国家が果たした役割を検討することは意味がある。

本書では分析の対象として、近代部門において女性雇用が増加する潜在的な可能性をもった国・地域であるアルゼンチン、メキシコ、トルコ、韓国、中国の華南地方 (香港および社会主義市場経済の実験場としての珠江デルタを含む) の5カ国・地域が選ばれている。

各論に進む前の導入部にあたる本章では以下、まず福祉国家・社会政策研究にジェンダーの視角を導入した先行研究の知見を紹介し、続いてそれらの知見を途上国研究に援用する場合に留意すべき問題点を指摘する。これを踏まえて、最後に本書で取り組む課題を設定する。

第1節 社会政策とそのジェンダーバイアス：先進国研究の知見

後述するように、途上国における社会政策は、先進国のそれをしばしばモデルとしながらも、異なる政治経済的文脈を背景に発展し、そのためジェンダーバイアスの含意も異なることになった。そこでやや長くなるが、先進国のケースについて社会政策の発展の経緯を含めて述べておきたい。

欧米先進国における社会政策は、歴史的には産業革命にともなって生じた労働・社会問題への対応として、アングロサクソン型の社会福祉、ドイツ型の社会保険と、そのかたちは異なるものの、19世紀終わりまでに各国で登場し (Ritter [1990]), 20世紀に入ると総力戦を戦いぬくための大衆動員の手段としての性格を獲得した。第二次世界大戦後、各国は憲法に福祉国家の原則を掲げ、社会保障や社会福祉をプラス・イメージに転換して積極的に推進しようとする。そうした戦後の福祉国家の形成については、マルクス主義的な立場からは、社会主義陣営に対抗すべく、戦間期の総動員態勢の延長上に、

経済成長と議会制民主主義を両立させながら、完全雇用および高度社会保障システムが制度化された (Gough [1979]), とする議論がなされる一方、民主主義的な立場からは、労働組合の権力資源の動員や階級政治的同盟の構造 (とくに労働者階級), 歴史的遺制などに注目する研究が蓄積されてきた (Korpi [1983], Esping-Andersen [1990])。

1970年代には「福祉国家の危機」説が提出され、財政改善や市場メカニズムの活性化の必要性を主張するネオリベラリズムによって福祉国家批判が展開される。サッチャーやレーガン政権のもとで福祉予算の大幅削減と育児や介護の家族負担化 (これはすなわち女性による負担を意味した) が実現すると、これを契機にそのような福祉削減は女性の負担を増すものであるとしてこれに反対する意見と同時に、社会政策のジェンダーバイアスを指摘し、福祉国家そのものを批判する意見も登場した。いずれも、福祉国家が、夫が生計維持者、妻が家庭責任者という近代的性分業を制度化することで、女性を経済的に夫に依存せざるをえない従属的な立場においていることを前提としたうえで、前者は妻の家庭責任の国家による肩がわりの継続を求め、後者はそのような分業体制そのものを否定した。女性の間からのこうした矛盾した反応の発生は、1960年代以降欧米諸国で活発化したフェミニズムを思想的背景にもつとともに、第二次世界大戦後の既婚女性の労働市場への進出や離婚の増加によって、この時期にすでに従来の社会政策では間尺が合わなくなっていたという現実の変化を背景としていた (伊藤 [1995])。

社会政策のジェンダーバイアスについては、その後、エスピン=アンデルセンら福祉国家論の主流派と目される論者の議論にたいしてジェンダーの視点の欠落を指摘し批判する立場から、より精緻な議論が展開されることになる。初期のフェミニストが福祉国家を一般化して家父長制 (とそれが共働する資本制) の一表現形態と概念したのにたいして、福祉国家論の立場に立つ研究は女性にとってより有利な福祉国家の可能性の探求という視角から、北欧諸国など、フェミニストが注目したアングロサクソン系以外の諸国に分析の対象を拡げることにより、社会政策のジェンダーバイアスのあらわれ方の

多様性に注目するという展開をみせている（Sainsbury [1994a], Bussemaker and Kersbergen [1994], 深澤 [1999]）。それらは夫婦間の近代的性分業の制度化に注目するもの、育児や介護の担い手（政府／市場／家族）に注目するもの、社会的市民権の発生原理の男女差と機会の不平等に注目するものなどアプローチが多様で、注目する時期も19世紀から現代にわたる。ここではこうした議論をすべて紹介することはせず、社会政策のジェンダーバイアスを指摘するさまざまな議論から、本書のテーマとの関連で重要となる、(1)近代的性分業の制度化、(2)ジェンダーバイアスを含む制度の多様性、(3)制度を評価する場合の文脈の重要性、の3点を抜き出して要点を述べておこう。

1. 近代的性分業の制度化

産業化にともない成立した近代的性分業の制度化は、冒頭で述べたように19世紀に開始され、戦後の福祉国家体制のもとで完成をみた。そのような制度の発展の歴史的経緯を簡単に述べるならつぎのようになる。産業化の過程では市民階級の家族形態であった近代的性分業にもとづく家族が労働者階層の間でも大衆規模で形成され（19世紀）、そのような家族は、たとえばイギリスでは改正救貧法や工場法によって法的裏づけを与えられ保護の対象とされる。だが、実際には男性一人の賃金で妻子を扶養することは困難であり、やがて19世紀末から20世紀初頭にかけて労働者の低賃金や失業が深刻化すると、これはほとんど不可能となり、労働運動や社会主義運動の台頭を招いた。一方で、総力戦を戦い抜くために兵力増強の必要性が高まると、こうした内外の危機的状況にたいして、各国では、生計維持者である男性労働者の生活保障とともに、女性にたいしては優良な国民の育成者として育児義務を求め、また優生保護立法を通じた生殖の管理を強化することにより、再生産の単位としての家族の強化を通じた国力の増進がはかられた。そして、そのような制度化のひとつの到達点がイギリスのベヴァリッジ計画であった（水田 [1997], 川越 [1997]）。

このベヴァリッジ計画を青写真として形成された戦後の福祉国家体制のもとでは、財政支出が大幅に拡大されるとともに、税制や年金制度における「主婦」の扱いや扶養手当、出産や育児にともなう休暇、託児施設、母子家庭支援など多岐にわたる制度の整備が進んだ。そうした社会政策は、既婚女性を家庭役割に専従させる、あるいは就労する場合にも家庭役割と両立可能な就労形態に誘導するような影響力をもち、独身者やシングル・マザーなどそのような家族モデルから逸脱する女性は、制度の恩恵を受けられないだけでなく、ときに懲罰的な扱いの対象ともなった。

近代的性分業の支持というかたちであらわれたこうした社会政策のジェンダーバイアスは、その後1970年代に入ると、フェミニズムを背景とする男女平等化の洗礼を受け、さらに前述したようにネオリベラリズムのもとで制度的な家族保護そのものが減じられることにより、一定程度解消されることになる。とはいえ、次に述べるような各国ごとの特徴を維持しながら存続している。

2. ジェンダーバイアスを含む制度の多様性

近代的性分業観が前提にあるとしても、各国の政治経済構造を反映して、制度のしくみや具体的な内容は各国ごとに多様であることに注意しておく必要がある。たとえば男女平等化が進む以前の1960年代後半のオランダ、イギリス、アメリカ、スウェーデンの社会保障制度を比較すると、いずれも生計維持者の夫と家事・育児・介護の担当者の妻という役割分担を前提とする点で共通していたが、働いていない既婚女性の権利の発生基準は次のようにそれぞれ異なっていた。すなわち、スウェーデンでは女性本人の市民あるいは母親としての地位を基準に受給資格が発生するのにたいして、それ以外の3カ国では女性は生計維持者である男性の妻としての地位を基準に受給資格が発生した。さらにこの3カ国のなかでも、給付金の受取り人に注目すると、イギリスとアメリカでは妻本人であるのにたいして、家族が権利や義務の単

位とみなされるオランダでは世帯主としての夫であるというように、制度のしくみに多様性がみられた (Sainsbury [1994b])。

3. 制度を評価する場合の文脈の重要性

制度のしくみや具体的な内容が多様であることは、制度の影響をひとくくり論ずるわけにはいかないことを意味している。だが、制度を評価する場合にさらに重要となるのは、当該社会における女性や家族の置かれた状況や、制度が適用される文脈の違いによって、同様の制度であっても異なる影響が生まれる可能性があることである。つまり、制度そのものを単純に比較して、それが男女間の不平等を再生産する制度か、あるいは是正する制度なのか判断することはできない。まず、ひとくちに女性といっても、社会階層やエスニシティ、あるいは既婚か未婚かなどによりその利害は異なる可能性がある。さらに、そもそもある制度が不平等を拡大するのか、それとも是正するのか、という議論をするためには、制度の影響を測る基準が必要となるが、女性にとって何が利益なのか特定することは実はそれほど簡単ではない (Orloff [1996])。たとえば、イギリスで参政権獲得後、フェミニストが女性の低賃金の補償と家事・育児労働への見返りとして家族手当の女性への支給を要求し、これが実現したことは、どのように評価したらよいのだろうか。これについて Lewis [1991] は、女性の扶養を夫から国家に移すことによって性分業にもとづく家族の経済的基礎を崩したという意義と、しかし女性の家庭役割を追認し固定化するものだったという限界を指摘しているが、このような評価から学ぶべきは、当の女性がおかれた状況に鑑みて制度を評価することの重要性である (水田 [1997])。

第2節 途上国における社会政策へのアプローチ

本書は、途上国における社会政策と女性労働の関係を分析するにあたり、先進国を対象とする研究のこうした知見を援用しようとするものである。だがその場合、途上国に固有の事情として、(1)産業化のパターンと、それがもたらした(2)複雑で多様な社会構造に留意しておく必要がある。

1. 産業化のパターン

すでにみたように、欧米先進国では、大きく捉えるなら、産業化にともない近代的性分業を行う家族が労働者階層の間で成立し、そのような労働者家族を維持し補強するための社会政策が段階的に構築された。これにたいして、途上国では、産業化 近代的性分業を行う家族の大衆規模での形成と解体の危機 社会政策の導入という順序は必ずしも踏襲されなかった。我々が対象とする後発工業国では、欧米先進国に追いつくべく、国家主導で急速な工業化が推進されたが、産業化のスピードが相対的に速く、そのためしばしば労働者階層の形成と労働者を対象とする社会政策の導入とが同時に進行することとなった。本書の事例ではトルコがその典型例である。トルコでは、1960～70年代に上記の過程を圧縮したかたちで輸入代替型工業化と社会政策の導入が同時に進められたが、その場合、社会政策は労働力供給政策としての性格を色濃く帯びていた。また、韓国におけるセマウル運動も、農村近代化を通じて女性を農業労働に動員した点で、労働力供給政策的な側面をもっていた。セマウル運動は、農村の伝統的な社会関係やジェンダー規範を揺るがすものだったが、そうした強権的ともいえる政策導入は、急速な産業化と近代化を目指す途上国でたびたび経験されたものである（中国の「一人っ子政策」やインドの断種政策はその極端な例といえる）。

トルコや韓国で、集中的でときに強権的な社会政策の導入が行われたのに

たいして、本書がとりあげた華南地域を含めて、東アジアNIEs諸国では産業化が優先されて、社会政策は開発体制を維持する手段として限定的に導入された。セマウル運動により、農村の生活改善が強力に推進される一方、社会保障制度の導入が遅れた韓国は、このパターンにもあてはまる（東アジアNIEs諸国における社会政策導入の背景については、上村 [1999]、林 [1999] を参照）。

このような産業化と社会政策導入のパターンは、後発工業国の社会政策が果たした役割が、既存の家族を補強するという欧米先進国のそれと必ずしも同じではなかったことを示唆している。急速な産業化を進める過程で採用された社会政策は、当該社会の家族にどのように介入したのか。逆にまた、産業化が社会政策の導入に優先される状況では、女性の労働力化は、家族のあり方や再生産労働（家事・育児・介護）の担い手をどのように変化させたのだろうか。当該社会における家族のあり方やジェンダー観を踏まえながら、こうした点に注目することが必要となる。

2. 複雑で多様な社会構造

途上国におけるこうした後発型・圧縮型の産業化の経験は、さまざまな価値観や教育格差、所得格差が並存する複雑で多様な社会構造をもたらすことになった。たとえば本書の事例のうちアルゼンチンとメキシコでは、他の途上国と比較して早い時期に産業化が開始されて労働者階層の形成が進み、労働運動が推進力となって段階的な社会政策の導入が実現した。しかしその両国においても、不均等な経済発展により、社会政策の適用から取り残される膨大な都市インフォーマル部門が生みだされてきた（宇佐見 [2001]）。

そのような途上国社会において社会政策の導入がはらむ問題点としては、先進国の制度を無批判に模倣することによる制度の機能的な限界や、農村部門や都市インフォーマル部門など制度にカバーされない人々の存在の大きさが指摘されてきた（Midgley [1997: 163-164]）。こうした一般的な指摘に加え

て、本書のテーマと関連して重要となるのは、国民統合や経済発展への巻きこまれ方が異なる人々の間では、家族のあり方やジェンダー観は多様であること、したがって特定の家族・ジェンダーモデルを前提とする社会政策の導入は、社会を構成するさまざまな社会集団・社会階層に属する人々の間で異なる意味をもちうることである。たとえば本書の韓国の事例では、生産活動への従事を通じて社会貢献する女性像がセマウル運動下の農村生活改善政策を通じて導入されたが、そのような女性像は、女性の戸外での活動を厳しく制限する伝統的規範が残る当時の農村部の人々にとって、およそ異質なものであった。

こうした状況を踏まえるなら、社会政策の家族・ジェンダーモデルと、そのような政策を適用される女性の働き方を突きあわせて対応関係を確認することに終始するのではなく、制度が社会のどの部分に働きかけているのか、まず全体像を俯瞰しておく必要がある。そのうえで、しばしば外来の異質な家族・ジェンダーモデルに、社会政策の適用を通じて、それぞれの社会集団・社会階層に属する人々がどのように取り込まれているのか、その過程を（場合によっては、人々の反応が制度にフィードバックされる過程までを）、動態的に捉える視点が必要とされる。

第3節 本書の視角と分析の対象

本書では以上を踏まえて、社会政策が前提とする家族・ジェンダーモデルに注目し、そのような政策が、現実の女性の労働力化過程に及ぼした影響を分析した。社会政策の影響を評価するにあたっては、制度の内容そのものから判断することはせず、当該国（地域）の社会経済的な文脈において、その制度が女性の労働力化の過程にたいしてもちえた意味や効果を検討するというアプローチをとった。したがって、どの国が女性の労働力化に促進的であるか（たとえば育児休暇制度について、その有無や条件を各国横並びで比較する）、

といった対象国の序列づけや類型化は行わなかった（先進国についてそのような作業を試みたものとしてSiaroff [1994]がある）。

また、すでに述べたように、途上国社会においては、社会政策の家族・ジェンダーモデルは社会のセグメントごとに異なる意味をもちうるし、社会政策にカバーされない人々の存在も大きい。そこで、ある制度が誰をカバーし、どのような反応がそこで生まれたのか、その結果、家族や女性の働き方どのような変化が生じたのか、という問いに答える一方で、制度の適用の限界が当該社会においてもつ意味についても考えるようにした。たとえば、都市インフォーマル部門における女性労働について、それがやがて近代部門に吸収されるのか（時間的な差異の問題）、それとも近代部門を支える立場におかれているのか（構造的な問題）、といった点に展望を与えるよう努めた。こうした作業を通じて、一連の社会政策の導入が多様で複雑な構成をもつ途上国社会に与えたインパクトを、おぼろげではあっても包括的に把握することを試みた。

社会政策の定義は多様だが、本書では大沢 [1996] にならってもっとも広い定義を採用し、社会保障、社会福祉、労働基準法などの労働政策、労使関係、家族政策、住宅政策や教育政策、それらをめぐる財政（税制や公的支出）まで含めることとした。そのような社会政策の性格規定を行うにあたっては、労働運動やフェミニズムなど社会政策の決定要因の多様性と、それによってもたらされる複合的な性格を認めつつも、ここに集った研究者は、主として経済発展の様式との関係に注目している。

また、分析の対象とする女性労働は、産業化にともなって登場した近代部門の労働とした。ただし、家内サービス労働や農業労働など伝統部門の労働についても、産業化の過程で再編された場合には考察の対象に含めた。たとえば韓国の事例では、1970年代の農村における既婚女性の農業労働への参加と家事・育児の共同化がとりあげられており、またアルゼンチンの事例では中上流階層出身の女性の職場進出を支える労働として、家内サービス労働に注目している。

本書の構成は以下のとおりである。第1章と第2章では、アルゼンチンとメキシコをそれぞれ事例として、社会政策と開発モデル、およびそれらが女性に要請した役割の組みあわせの変化に焦点があてられる。続いて第3章と第4章では、トルコと韓国を事例として、1960～70年代の開発主義の時代の急激な社会政策の導入が女性の働き方や家族のあり方に及ぼした影響の詳細が、事例研究を参照しながら、受け手である女性本人の反応とともに明らかにされる。最後に第5章では、中国の華南地方を事例に、経済のグローバル化が、社会的属性の異なる女性に異なるインパクトを与え、その結果、階層構造が再編されていく様子が描かれる。

大きく捉えるなら、第1章と第2章では途上国における女性労働と社会政策の関係の全体像が把握され、第3章と第4章では上で述べたような途上国に固有の問題点に焦点が合わせられている。そして第5章では、同じく途上国的な問題として、社会構造の多様性が生みだす問題が扱われると同時に、社会政策の実施が極端に限定された状況といういわば例外的状況をとりあげることにより、女性の労働力化過程に社会政策が及ぼしうる影響の重要性が浮き彫りにされた。

おわりに

すでに述べたように、途上国における社会政策導入の経緯は、欧米先進国における産業化・近代的性分業を行う家族の大衆規模での成立と解体の危機

社会政策の導入という順序を必ずしも踏襲しなかった。だが、それは途上国がそれぞれ別々の道を歩んだということの意味しない。本書の各章が示唆するのは、むしろその時どきの国際的な政治経済環境のもとで標準とされた開発モデルや法制度が導入された結果、社会政策が前提とする家族・ジェンダーモデルとその変化の方向性は、ある程度類似した傾向を共有してきた、という事実である。本章をしめくくるにあたり、各章の議論を総合し、本書

の対象国・地域について、その社会政策と開発モデル、およびそれらが女性に要請した役割の組みあわせを粗描しておこう。

そのような組みあわせのひとつは、第二次世界大戦後から1970年代にかけての時期に成立したパターンである。本書の事例では、ペロン期のアルゼンチン、「米国型国民経済モデル」期のメキシコ、開発計画期のトルコ、そしてセマウル運動期の韓国の事例がこれに含まれる。この時期には世界的な開発主義（末廣〔1998〕）の影響のもとで、国家主導の経済開発が進められ、社会政策面では、近代的性分業を行う家族の維持と強化を通じて、開発体制が要請する優良な労働力供給のための制度が整備された。そこでは、女性は既婚であれば家事・育児の専従者として扶養が保障されるとともに、しばしば、そのような家庭役割の延長に位置づけられる職域で、家庭役割と両立可能な働き方を条件に、男性労働力にたいして補完的な労働力となることが期待された。

もうひとつの組みあわせは、ネオリベラル期アルゼンチンとマキラドーラが設立されて以降のメキシコの事例に共通に認められ、また、華南の香港でも背景は異なるが同様の状況が観察された。香港を除く二つの事例では、社会政策面では、世界的なネオリベラリズムの潮流を背景とする規制緩和と保護撤廃が進み、他方でフェミニズムの進展を背景として1980年代以降ILO（国際労働機関）などの国際機関が先頭に立って進めてきた男女平等化が浸透した。その結果、近代的性分業にもとづく家族の保護や、そのような家族のなかで妻に家庭責任者としての役割を定めた制度は廃止されることになる。こうして女性は、制度的には家族のなかで家庭責任を負うことを根拠として守られる立場からはずれ、（多くの場合、家庭役割も引き受けながら）個人としての労働力として析出されることとなった。この過程で女性は、マキラドーラの女性労働を典型として、低廉な不熟練労働力として自由だが過酷な労働市場に投げ込まれることになる。制度上の平等化が進んだ半面、そうした不熟練労働に従事する女性の多くは、男性よりも不利な労働条件に甘んじることとなった。アルゼンチンとメキシコでこうした状況が成立したのが1980年

代以降だったのにたいして、香港の場合は、もともと自由経済が標榜されて家族保護的な社会政策の発達という前段階がなかった点で、例外的な事例といえる。

以上のような時間的に連続する二つのパターンが、巨視的にみるならば、先進国においてもほぼ同時代的に観察されたものであることに、読者はすぐに気づくだろう。だが同時に、本書の事例からいくつか途上国的な特徴をひろいだすこともできる。そのひとつは、すでに指摘したように、急速な経済開発を一方で進めながら社会政策が導入される場合、それはしばしば露骨な労働力供給政策として機能し、女性は家庭責任を果たすと同時に労働参加が積極的に要請されたことである。1960～70年代のトルコでは、専門職の不足を背景として、女性にたいしても近代的性分業と妥協可能な形で労働参加が要請され、また同時代の韓国でも、農村近代化政策の一環として、家庭責任者と同時に農業生産者としての役割が女性に求められた。こうした女性にたいする二重の役割の要請は、いわゆる日本型福祉国家の特徴としても知られている（原田 [1988]、塩田 [2000]）。

いまひとつの途上国的な特徴としては、女性の内部の階層性を指摘できる。すなわち、制度の不均等な適用は階層的な格差を生み出したが、とくに女性の場合、労働者としてだけでなく労働力の再生産者として、二重の格差にさらされることとなった。たとえばペロン期のアルゼンチンでは、手厚い社会保障と女性労働者のための保護規定が整備されたが、実際に働きに出たのは、それらの制度的恩恵を享受できる中上流階層出身の女性とともに、家内サービス労働などそのような制度の適用外におかれた職業にしか就けない下層出身の女性であった。またメキシコの事例では、男性が妻子を扶養する「米国型国民経済モデル」の恩恵から取り残された農村部の女性が、マキラドーラの安価な労働力の供給源となった。これらのケースでは、働きに出る女性は、夫による扶養の保証からも、自身が労働参加する場合の労働者保護や社会保障からも疎外されている点で、中上流階層出身の女性とは二重の意味で差別された存在であった。

〔参考文献〕

< 日本語文献 >

- 伊藤周平 [1995] 「福祉国家とフェミニズム 女性, 家族, 福祉」(『大原社会問題研究所雑誌』第440号, 7月)。
- 宇佐見耕一編 [2001] 『ラテンアメリカ福祉国家論序説』アジア経済研究所。
- 大沢真理 [1995] 「『福祉国家比較のジェンダー化』とベヴァリッジ・プラン」(『社会科学研究』第47巻第4号)。
- [1996] 「社会政策のジェンダー・バイアス 日韓比較のころみ」(原ひろ子・前田瑞枝・大沢真理編 『アジア太平洋地域の女性政策と女性学』新曜社)。
- 上村泰裕 [1999] 「福祉国家形成理論のアジアNIEsへの拡張」(『ソシオロゴス』第23号)。
- 神谷直樹 [1997] 「福祉国家形成の思想 第二次世界大戦後」(田中浩編 『現代世界と福祉国家 国際比較研究』御茶の水書房)。
- 川越修 [1997] 「社会国家システムとジェンダー 第一次世界大戦期ドイツの産児調節論を手がかりに」(『社会思想史研究』第21巻)。
- 塩田咲子 [2000] 『日本の社会政策とジェンダー 男女平等の経済基盤』日本評論社。
- 柴田寿子 [1997] 「福祉国家形成の思想 近代初期から第二次世界大戦まで」(田中浩編 『現代世界と福祉国家 国際比較研究』御茶の水書房)。
- 末廣昭 [1998] 「発展途上国の開発主義」(東京大学社会科学研究所編 『20世紀システム4: 開発主義』東京大学出版会)。
- 原田純孝 [1988] 「『日本型福祉社会』論の家族像 家族をめぐる政策と法の展開方向との関連で」(東京大学社会科学研究所編 『転換期の福祉国家』下東京大学出版会)。
- 深澤和子 [1999] 「福祉国家のジェンダー化 1980年代以降の研究動向(欧米を中心として)」(『大原社会問題研究所雑誌』第485号, 4月)。
- 水田珠枝 [1997] 「福祉国家の思想とフェミニズム 二十世紀前半のイギリスを中心に」(『社会思想史研究』第21巻)。
- 牟田和恵 [1996] 『戦略としての家族 近代日本の国民国家形成と女性』新曜社。
- 林成蔚 [1999] 「もう一つの『世界』? 東アジアと台湾の福祉国家」(『日本台湾学会報』第1号)。

< 外国語文献 >

- Bussemaker, Jet and Kees van Kersbergen [1994] "Gender and Welfare States:

- Some Theoretical Reflections,” D. Sainsbury ed., *Gendering Welfare States*, London: Sage Publications.
- Donzelot, Jacques [1977] *La Police des Familles*, Paris: Minuit (宇波彰訳 『家族に介入する社会 近代家族と国家の管理装置』新曜社, 1991年)
- Elson, Diane and Ruth Pearson [1981] “Nimble Fingers Make Cheap Workers: An Analysis of Women’s Employment in Third World Export Manufacturing,” *Feminist Review*, No.8.
- Esping-Andersen, Gosta [1990] *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Oxford: Basil Blackwell (岡沢憲英・宮本太郎監訳 『福祉資本主義の三つの世界 比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, 2001年)
- Gough, Ian [1979] *The Political Economy of the Welfare State*, London: Macmillan (小谷義次・向井喜典・荒岡作之・福島利夫訳 『福祉国家の経済学』大月書店, 1992年)
- Korpi, Walter [1983] *The Democratic Class Struggle*, London: Routledge and Kegan Paul.
- Lewis, Jane [1991] “Models of Equality for Women: The Case of State Support for Children in Twentieth-century Britain,” Gisela Bock and Pat Thane eds., *Maternity and Gender Politics: Women and the Rise of European Welfare State 1880s-1950s*, London: Routledge.
- [1992] “Gender and the Development of Welfare Regimes,” *Journal of European Social Policy*, Vol.2, No.3.
- [1993] “Introduction: Women, Work, Family and Social Policies in Europe,” J. Lewis ed., *Women and Social Policies in Europe: Work, Family and the State*, Aldershot: Edward Elgar.
- Midgley, James [1997] *Social Welfare in Global Context*, London: Sage Publications (京極高宣・萩原康生監訳 『国際社会福祉論』中央法規出版, 1999年)
- Mosse, George [1988] *Nationalism and Sexuality: Middle-Class Morality and Sexual Norms in Modern Europe*, Madison: The University of Wisconsin Press (佐藤卓己・佐藤八寿子訳 『ナショナリズムとセクシュアリティ 市民道徳とナチズム』柏書房, 1996年)
- O’Connor, Julia S., Ann Shola Orloff and Sheila Shaver [1999] *States, Markets, Families: Gender, Liberalism and Social Policy in Australia, Canada, Great Britain and the United States*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Ong, Aihwa [1987] *Spirits of Resistance and Capitalist Discipline: Factory Women in Malaysia*, Albany: State University of New York Press.
- [1991] “The Gender and Labor Politics of Postmodernity,” *Annual Review of Anthropology*, No.20.

- Orloff, Ann [1996] “Gendering the Welfare State,” *Annual Review of Sociology*, No.22.
- Pierson, Christopher [1991] *Beyond the Welfare State?*, Oxford :Basil Blackwell (田中浩・神谷直樹訳 『曲がり角にきた福祉国家 福祉の新政治経済学』 未来社, 1996年)
- Ritter, Gerhard [1991] *Der Sozialstaat, Entstehung und Entwicklung im internationalen Vergleich*, München: Oldenbourg (木谷勤・北住炯一・後藤俊明・竹中亨・若尾祐司訳 『社会国家 その成立と発展』 晃洋書房, 1993年)
- Sainsbury, Diane [1994a] “Introduction,” D. Sainsbury ed., *Gendering Welfare States*, London: Sage Publications.
- [1994b] “Women’s and Men’s Social Rights: Gendering Dimensions of Welfare States,” D. Sainsbury ed., *Gendering Welfare States*, London: Sage Publications.
- Sassen, Saskia [1996] *Losing Control?: Sovereignty in an Age of Globalization*, New York: Columbia University Press (伊豫谷登士翁訳 『グローバリゼーションの時代 国家主権のゆくえ』 平凡社, 1999年)
- Siaroff, Alan [1994] “Work, Welfare and Gender Equality: A New Typology,” D. Sainsbury ed., *Gendering Welfare States*, London: Sage Publications.
- Skocpol, Theda and Gretchen Ritter, G. [1991] “Gender and the Origins of Modern Social Policies in Britain and the United States,” *Studies in American Political Development*, Vol.5, No.1.
- Wolf, Diane [1992] *Factory Daughters: Gender, Household Dynamics, and Rural Industrialization in Java*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press.